

# CLAIR REPORT

## オーストラリアにおける環境保全対策

—自治体の取組事例を中心に—

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 198 (May 19, 2000)

Council of Local Authorities  
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

## 目次

はじめに	1
本レポートにおいて事例を紹介した自治体の概要	2
第1章 オーストラリアにおける環境保全対策の基本的枠組	4
第1節 環境保全に関する連邦、州及び自治体間の役割分担	4
第2節 連邦政府の環境保全対策の概要	5
第3節 州政府の環境保全対策の概要	7
第4節 自治体の環境保全対策の概要	9
(1) オーストラリアの自治体の事務と環境保全	9
(2) 自治体の環境保全対策の現状	10
(3) 土地利用規制に関する自治体の権限	10
第2章 オーストラリアにおけるごみ減量化対策の動向	12
第1節 ごみ処理体制の概要	12
(1) 都市部の自治体におけるごみ処理体制の例	12
[事例1] 都市部の自治体におけるごみ処理体制の例	13
(2) 地方部の自治体におけるごみ処理体制の例	14
[事例2] 地方部の自治体におけるごみ処理体制の例	14
第2節 オーストラリアにおけるごみ問題の現状	15
(1) ごみの発生量の現況	15
(2) ごみの最終処分量の推移	16
(3) ごみ処理をめぐる環境問題	17
(4) 連邦政府及びニューサウスウェールズ州政府のごみ減量化目標	18
第3節 自治体によるごみ減量化への取組事例	19
(1) 総合的なごみ減量化計画の推進	19
[事例3] シドニー都市圏における総合的なごみ減量化計画の例	20
(2) 大幅なごみ減量化に成功した自治体の事例	21
[事例4] 住民参加を重視して作成した計画で大幅なごみ減量化に成功	21
(3) ごみの再生利用に関する事例	21
[事例5] ごみの再生利用①－中古品として住民に販売	22
[事例6] ごみの再生利用②－有機廃棄物を肥料やエネルギーに転換	22
[事例7] ごみの再生利用③－公共工事の廃棄物を他の工事で再利用	23
(4) イベントごみ減量化対策	23

[事例8] イベントから発生するごみの減量化	23
第4節 オーストラリアにおけるごみ減量化対策の課題	24
[事例9] 南オーストラリア州の飲料容器デポジット・リファンド制度	25
第3章 オーストラリアの自治体の環境保全への様々な取組	26
第1節 地域における環境保全対策の計画的・総合的推進	26
[事例10] ローカルアジェンダ21の策定・推進	27
第2節 事業者・消費者としての自治体の環境保全への取組	28
(1) 環境マネジメントシステムの構築	28
[事例11] ISO14001に適合した環境マネジメントシステムの構築	29
(2) 自治体環境会計の試み	29
[事例12] 自治体環境会計の試行	29
(3) 自治体自らの活動における環境配慮の推進	30
[事例13] 環境配慮に関する職員提案の奨励	30
[事例14] 公用車への天然ガス車両の導入	31
第3節 環境保全に配慮したまちづくりの推進	31
[事例15] 生態的に持続可能な開発の原則に基づく都市再開発事業	31
[事例16] 都市部における自然環境の保全への広域的取組	31
第4節 地域の各主体の環境保全行動の促進	32
(1) 直接規制的手法による環境配慮行動の働きかけ	32
[事例17] 開発許可の権限に基づき環境配慮行動を義務づけようとした事例	32
(2) 経済的手法による環境配慮行動の働きかけ	33
[事例18] 環境保全対策を講じた土地所有者に対する減税措置	33
[事例19] 住宅の断熱工事に無利子融資	33
[事例20] 環境保全措置を講じた中小企業に操業許可手数料の減額	34
(3) 情報提供等による事業者への環境配慮の働きかけ	34
[事例21] 業種別の環境配慮指針を自治体が分担して開発	34
[事例22] 「環境に配慮したショッピング」のモデル事業	34
第5節 環境保全に関する啓発及びコミュニティとの連携	35
(1) 環境保全行動を促す普及・啓発	35
[事例23] 総合的な環境教育計画の推進	35
[事例24] 電力会社と協力して、住宅のエネルギー効率を評価	36

[事例 25] 学校の児童生徒が制作した環境啓発コマーシャルを放映・ 教材化	36
(2) コミュニティとの連携による環境保全事業	36
[事例 26] 住民主導で策定された生物多様性政策	37
[事例 27] 住民の協力による自然監視	37
[事例 28] 民間企業も支援する自然保護ボランティア事業	37
第 4 章 シドニーオリンピックの環境保全対策	39
第 1 節 「グリーンゲーム」の背景	39
第 2 節 シドニーオリンピックの環境保全対策の基本指針	39
第 3 節 シドニーオリンピックにおける環境保全対策の事例	41
[事例 29] ホームブッシュベイ地区の土壌汚染対策	41
[事例 30] ホームブッシュベイ地区の生態系保全対策	42
[事例 31] シドニーオリンピックにおける資源利用抑制対策	44
第 4 節 「グリーンゲーム」の評価と意義	45
主な参考文献	46
オーストラリアの環境保全対策に関連する主なホームページ	46

## はじめに

本レポートは、オーストラリアの環境保全対策の概要と現況について、自治体の具体的な取組事例を中心に報告するものである。

オーストラリアにおいては、1980年代までは、環境保全は州政府が管轄するものという考え方が強く、独自の環境保全対策を体系的に講じている自治体は余りなかった。伝統的に自治体が処理している事務の中には、ごみ処理や土地利用規制など、地域の環境問題に対処する上で重要な役割を担っているものも多かったが、その役割の重要性はそれほど評価されず、自治体自身も明確に意識していなかった。

しかし、92年にリオデジャネイロで開催された地球サミット（環境と開発に関する国連会議）が大きな契機となって、オーストラリアの連邦・各州政府も、地域の環境保全における自治体の役割の重要性を積極的に評価するようになり、自然環境の保全、ごみ減量化、省エネルギー、環境啓発・教育など、従来はほとんど関与しなかった分野も含めて、自治体の環境保全への取組は顕著に拡大・進展した。さらに、2000年9月に開催されるシドニーオリンピックは、環境に優しい「グリーンゲーム」とすることを最重要の課題として掲げ、数々の先導的な環境保全対策を導入しており、このことも、オーストラリアの自治体の環境保全への取組が活発化した背景の1つになっている。

国土の条件が大きく異なる日本とオーストラリアでは、環境問題の態様にも自ずと違いがあるが、地域の環境保全という共通の課題への取組を比べることを通じて、実践的な対策の手掛かりを得るための一助となれば幸いである。

本レポートは、当協会シドニー事務所の辻博之所長補佐及び堀井伊佐夫所長補佐が担当し、資料の収集・整理及び現地調査の補助には、Kylie Musto 調査員及び Michaela Zappia 調査員補が当たった。

また、この調査研究を進めるに当たっては、本レポートで事例を紹介した自治体の環境対策担当者をはじめ、オーストラリアの多くの関係者に多大な協力をいただいたことをここに記して、感謝の意を表したい。

## 本レポートにおいて事例を紹介した自治体の概要

本レポートでは、次のような構成により、オーストラリアにおける環境保全対策を紹介している。

- 第1章では、環境保全に関する連邦、州及び自治体間の役割分担を整理した上で、各政府レベルにおける環境保全対策の概要について述べる。
- 第2章では、オーストラリアの環境保全対策のうち、最も緊要な課題になっているごみ減量化対策の動向を報告する。はじめにごみ処理体制の概要、次にごみ問題の現状について述べた後、自治体等による具体的なごみ減量化の取組事例を紹介する。
- 第3章では、地域の環境の保全のためにオーストラリアの自治体が展開している様々な施策の中から、「地域における環境保全対策の計画的・総合的推進」、「事業者・消費者としての自治体の環境保全への取組」、「環境保全に配慮したまちづくりの推進」、「地域の各主体の環境保全行動の促進」及び「環境保全に関する啓発及びコミュニティとの連携」の5つの分野における具体的な取組の事例を報告する。
- 最後に、第4章では、オーストラリアにおける環境保全対策の最大級の事例という観点から、環境への配慮を最優先課題の1つとして開催されるシドニーオリンピックにおける環境保全対策の概要を紹介する。

以上の各章を通じて、本レポートでは、オーストラリアの自治体の取組事例を多数取り上げているが、それらの自治体の概要をその都度述べるのは煩瑣なので、ここで、事例を紹介した自治体の基本的データを一括して掲げることとする（事例に関連して名前を挙げたのみの自治体については省略）。各事例を見るときに参照していただきたい。

なお、本レポートにおいて州の名称を略称する場合は、下記の例によった。

NSW：ニューサウスウェールズ州      VIC：ビクトリア州  
 QLD：クイーンズランド州              SA：南オーストラリア州  
 WA：西オーストラリア州              TAS：タスマニア州

### 本レポートで事例を紹介した各自治体の概要

(自治体名の日本語表記の50音順)

名 称 (所在州)	人口 面積	自治体の特徴	事 例
アーミデール Armidale (NSW)	21,629人 33.5km <sup>2</sup>	NSW州北西部の地方都市で、周囲の広大な農業地帯の商業中心地。大学都市としても知られる。	19
ウェバリー Waverley (NSW)	60,381人 9.17km <sup>2</sup>	シドニー中心に近い商業・住宅地区。国際的にも有名なボンダイ・ビーチがある。	14 21
ウーロンゴン Wollongong (NSW)	177,009人 713km <sup>2</sup>	シドニーの南約60kmの工業都市。主な産業は鉄鋼等の重工業と石炭関連産業で、かつては深刻な公害問題にも直面した。川崎市の姉妹都市。	6 28

オレンジ Orange(NSW)	36,000人 287km <sup>2</sup>	農産物の大生産地で、NSW州の農業省も所在する。茨城県牛久市の姉妹都市。	25
カイアマ Kiama(NSW)	18,500人 256km <sup>2</sup>	NSW州南部の海岸沿いにあり、主要産業は農業であるが、ビーチが多く観光も盛んである。	5 26
サザーランド Sutherland(NSW)	206,483人 370km <sup>2</sup>	シドニー圏南部に位置し、ボタニー湾を臨む。住宅地と商業地が混在し、大規模な石油精製所もある。オーストラリアで最も古いロイヤル・ナショナルパークに隣接。東京都中央区の姉妹都市。	10
シドニー Sydney(NSW)	22,015人 6.18km <sup>2</sup>	NSW州の州都で、人口390万人のシドニー都市圏の中枢（ビジネス・業務地区を区域とするので夜間人口は小さい）。名古屋市の姉妹都市。	8
ニューカッスル Newcastle(NSW)	133,686人 210km <sup>2</sup>	シドニーから車で北に約2時間のNSW州北部海岸沿いにある有数の工業都市であるが、最近、大手製鉄所が閉鎖され、情報産業、環境産業等の振興に力を入れている。山口県宇部市の姉妹都市。	13 17 21 23
ノースシドニー North Sydney(NSW)	56,000人 10.4km <sup>2</sup>	シドニー中心地からハーバーブリッジを渡って対岸の人口稠密なビジネス・住宅地区。	27
フェアフィールド Fairfield(NSW)	190,920人 104km <sup>2</sup>	シドニー都市圏の西部に位置し、人口が最も急増している地域の1つ。海外出身の住民が多い。	7
ブリスベーン Brisbane(QLD)	820,590人 1,220km <sup>2</sup>	QLD州の州都で、個々の自治体の人口ではオーストラリア最大。神戸市の姉妹都市。	20
ポートフィリップ Port Phillip(VIC)	73,092人 20km <sup>2</sup>	メルボルン近郊の住宅地で、遊園地や多くのカフェが立ち並ぶ海岸沿いのセントキルダ地区は観光名所。愛知県大府市の姉妹都市。	12 24
マニングガム Manningham(VIC)	11,450人 114km <sup>2</sup>	メルボルン近郊で、区域のほとんどは住宅地。住民サービスの向上に積極的に取り組んでいる。	11 24
マンリー Manly(NSW)	36,750人 16km <sup>2</sup>	シドニー近郊の住宅地であるが、ビーチの人気は高く、海外からの観光客も多く訪れる。東京都台東区の姉妹都市。	1 8
メルトン Melton(VIC)	45,000人 528km <sup>2</sup>	メルボルン郊外の地方都市で、自動車・鉄鋼関連の中小企業が多いが、農地もある。	18
モアランド Moreland(VIC)	137,258人 51km <sup>2</sup>	メルボルンの北に隣接する住宅都市で、一部の区域に製造業も立地。	24
ヤラ Yarra(VIC)	65,000人 19km <sup>2</sup>	メルボルン都市圏の商業地区の1つで、芸術・文化施設も多い。海外出身の住民が多い。	6
ライカート Leichhardt(NSW)	60,050人 12km <sup>2</sup>	シドニー中心部の住宅・商業地区の1つ。コンテナターミナルがある。	15
リズモア Lismore(NSW)	47,000人 1,267km <sup>2</sup>	NSW州の最北部の海岸に近い地方都市。周辺の雨林を訪れる観光客が多く、オーストラリアのエコツーリズム発祥の地とも言われる。奈良県大和高田市の姉妹都市。	8
リバプール Liverpool(NSW)	105,000人 313km <sup>2</sup>	シドニー都市圏の西端に位置し、海外出身者が多い。埼玉県戸田市の姉妹都市。	14
ワガワガ Wagga Wagga(NSW)	58,200人 4,886km <sup>2</sup>	大農業地帯の中心地。大学町でもあり、学生の数が多い。	2 4

※人口及び面積は、'Australian Local Government Guide, November 1999' による。

## 第1章 オーストラリアにおける環境保全対策の基本的枠組

### 第1節 環境保全に関する連邦、州及び自治体の間の役割分担

連邦制を採用しているオーストラリアの政府構造は、連邦、州及び自治体の三層から構成されている。これら三層の政府間の権限配分の基本原則を簡単にまとめると、次のとおりである。

- 連邦政府は、連邦憲法において連邦政府が行使するものと規定された権限を行使する。これらの権限には、連邦政府が専ら行使するもの（専管的権限）と連邦政府及び州政府のいずれも行使できるもの（共管権限）とがある。
- 連邦政府の専管的権限とされる事項以外の権限は、すべて州政府に留保されている。
- 自治体の権限に関しては、連邦憲法は何も規定しておらず、各州の法律（「地方自治体法(The Local Government Act)」など）の定めるところによる。

連邦憲法上、環境保全については、連邦の行使する権限としては掲げられていないが、これは、同憲法の制定（1900年）に当たって、環境保全に関する連邦政府の権限を認めなかったというより、そもそも当時は環境保全に対する政府の役割がほとんど認識されていなかったためと理解されている。実際、1960年頃までは、環境保全への政府の関与としては、資源開発の観点から、州政府が必要な規制を行うという程度にとどまっていた。

しかし、州境、さらには国境を越える広がりを持つ環境問題が増えてくるにつれて、その対策を連邦政府が講じることが多くなった。そのような役割は、前述のとおり連邦憲法上は明確に規定されていないが、連邦政府は、国際条約の遵守、州際取引に係る検疫などに関する権限を定めた条文を根拠として、70年代に多くの環境法を制定した。

ところが、その後、現実の環境問題への対応に迫られて、各州政府もそれぞれの環境法を導入するようになると、連邦と州の環境法制の間で重複する分野が生じてきた。また、連邦の各種環境法は、全国的な対策の必要性や国際的な取決めに基づく義務に応じて、その都度対症療法的に制定されてきたため、法令間の整合性に欠け、制定後の状況の変化に対応した規定の整備も遅れていた。こうした連邦・州を通じた環境法制の重複や不整合は、両者間の適切な役割分担に基づく総合的な環境保全対策を展開する上で、大きな障害となっていた。

このような状況を改善するため、92年5月、連邦及び各州の首相並びに全豪自治体協会会長は、「環境に関する政府間協定」に署名し、環境保全に向けて各レベルの政府が効果的に協力する枠組を整備することに合意した。さらに、5年後の97年11月、各政府レベルを通じての主要政策課題について協議する「オーストラリア政府間協議会(COAG: The Council of Australian Governments)」の場で、改めて環境保全に関する協力体制が議題として取り上げられ、その結果、「環境に関する連邦及び州の役割及び権限に関する協定」が合



意された。この COAG 協定によって、連邦憲法上明確でなかった、環境保全に関する連邦政府の役割が正式に認知され、かつ、その役割は、「国家的重要性を有する環境問題に対応すること」と定義された。

以上の 92・97 年の政府間協定で合意された原則に基づいて、懸案であった連邦環境法制の見直しも進められ、99 年 7 月、連邦の主要な環境法を次のような基本指針に基づいて抜本的に改正する法案が連邦議会で可決された。

- 国家的な見地からの重要性を有する環境問題に連邦の役割を集中する。
- 環境保全に関する連邦と州との権限の重複を解消する。
- 環境影響評価及び開発規制に関する手続の合理化を図る。
- 「生態的に持続可能な開発(ESD: ecologically sustainable development)」の原則に基づく政策決定を義務づける。

この改正により、主要な連邦環境法が 1 つの法律（「環境の保護及び生物多様性の保全に関する法律」）に体系的に統合され、遺伝子組替に関する規制、生物資源の状況に関するアセスメント、絶滅危惧種の保全のための措置等についても規定が整備された。

なお、環境保全に関連する自治体の権限としては、「廃棄物の処理」と「土地利用の規制」が最も重要なものである。しかし、92 年の「環境に関する政府間協定」により環境保全における自治体の役割が連邦・州政府にも認知されて以来、自治体の環境保全への関与は上記の 2 つの伝統的な分野以外にも拡大しており、また、連邦や州の環境保全対策において自治体が果たす役割も増大する傾向にある（第 4 節参照）。

## 第 2 節 連邦政府の環境保全対策の概要

環境保全に関する連邦政府の主な役割としては、「環境に関する国際条約に基づく義務の履行」、「全国的・総合的な環境保全対策の推進」、「国家的重要性を有する環境問題に係る環境影響評価」、「連邦管轄のナショナルパークの管理」及び「緊要性の高い環境問題への対策の財政支援」の 5 点が挙げられる。それぞれの分野での主要な施策の概要をまとめると次のとおりである。

### 環境保全に関する連邦政府の主な役割と施策の概要

#### ① 環境に関する国際条約に基づく義務の履行

連邦憲法において、「外交に関する事項(external affairs)」は連邦政府の専管的事項とされており（第 51 条第 24 号）、オーストラリアが批准した国際条約に基づく義務は、連邦政府が責任を持ってその履行を保障する必要がある。国境を越える環境問題や地球規模の環境問題への対応が世界的な政策課題になるにつれて、環境保全に関する国際的取決めも著しく増大し、それらに基づく義務を果たすために連邦政府が関与する分野も拡大してきた。それらの国際的取決めに基づく義務の履行に関連して、連邦環境省は例えば次のような事業を実施している。

- 「オゾン層保護条約」に基づく措置として、連邦環境省の免許を受けることなく、オゾン層破壊物質を製造、輸出又は輸入することは禁止されている。免許料は「オゾン層保護基金」の収入となり、同基金は、オゾン層破壊物質の段階的使用禁止を推進するための事業に資金を提供する。
- 「気候変動枠組条約」を踏まえ、地球温暖化対策の強化を図るため、連邦政府は、97年11月、総事業費1.8億ドルの総合対策を発表した。同総合対策には、再利用可能エネルギーの商業利用の促進、住宅産業や自動車産業に係る環境戦略の推進などの措置が盛り込まれている。総合的な温暖化対策の展開を目的とする「オーストラリア温暖化対策室(The Australian Greenhouse Office)」の設置も、同総合政策に基づく措置の1つである。
- オーストラリアでは、グレートバリアリーフ、ウルル(エアーズロック)など、計13の世界遺産が登録されている。「世界遺産条約」に基づき、これらの世界遺産の保全に関する事務は連邦環境省が所管しており、各世界遺産について、州政府と協議して管理計画を策定し、保全措置及び財政措置を講じている。

#### ② 全国的・総合的な環境保全対策の推進

92年、主要な環境問題について連邦及び各州政府の政策を調整するための協議機関として、連邦及び各州の環境担当大臣をメンバーとする「国家環境保護会議(The National Environment Protection Council)」が設置された。同会議で合意された「国家環境保護対策(NEPM: National Environment Protection Measures)」が連邦議会により承認された場合は、連邦及び各州政府は、その対策を実施する義務を負う。98年6月には、一酸化炭素、二酸化窒素等6種類の大気汚染物質の規制の全国統一化に関するNEPMが導入された。そのほか、環境汚染の状況の全国実態調査、州境を越える廃棄物の移動及び使用済容器包装についてのNEMPが既に合意されている。

また、連邦政府では、重要な環境保全対策の全国的・総合的な取組みを促すため、各種の戦略、計画等を策定・推進し、それらの戦略や計画に基づく事業を重点対象として財政支援を行っている(⑤参照)。

#### ③ 国家的重要性を有する環境問題に係る環境影響評価

国家的重要性を有する環境に重大な影響を及ぼすおそれのある開発計画等について、連邦環境省が審査して必要と判断するときは、当該開発計画等に係る環境影響評価は連邦政府が管轄する。97年度においては、235件の事案について審査を行い、そのうち9件について連邦政府が環境影響評価を実施することを決めた。連邦政府による環境影響評価の対象となるような事案としては、空港建設計画、ウラン鉱山開発計画、人工衛星打上げ施設建設計画、原子力研究炉建設計画などがある。

#### ④ 連邦管轄のナショナルパークの管理

「ナショナルパーク」は「国立公園」と訳されることが多いが、オーストラリアのナショナルパークの大部分は、州の管理する自然公園である。しかし、連邦所有地や連邦水域に所在するナショナルパークについては、連邦自然公園・野生生物局が管理に当たる。98年までに、連邦管轄のナショナルパークは6件指定されている。そのうち北部準州にあるカカドゥ・ナショナルパーク及びウルル・カタジュタ・ナショナルパークは世界遺産にも登録されており、いずれも伝統的所有者とされる先住民(アボリジニー)と共同して管理が行われている。

#### ⑤ 緊要性の高い環境問題への対策の財政支援

連邦環境省及び同第一次産業・エネルギー省が共同して所管する「自然遺産トラスト(The Natural Heritage Trust)」は、緊要な環境問題に対処するための様々な活動を対象に、96-01年度の6年間に総額15億豪ドルの資金を提供するという、過去最大規模の環境プロジェクトである。同トラストの財政支援が行われている事業には、例えば次のようなものがある(括弧内の数値は、96-01年度までの補助予定総額[単位:百万豪ドル])。

- プッシュケア事業(346.5)——自然植生及び生物多様性の保全・回復を目的とする植林・植栽活動などで、コミュニティ・グループが自治体や企業と共同して実施するものが多い。対象事業総数は、1,000件を超える。
- マレー・ダーリング流域2001年計画(196.1)——オーストラリアの最も重要な農業地帯の水源であるマレー・ダーリング水系の流域では、長年にわたる樹木の乱伐の結果、

河川水に含まれる塩分の濃度が上昇するという現象が進行し、農業生産に深刻な影響を及ぼしている。この流域における河川の再生、水質の改善、経済的・生態的に持続可能な土地利用の促進等を目的とする各種事業がこの計画に含まれている。

- 全国リバーケア事業(87.6)——マレー・ダーリング流域以外の河川の保全に関するコミュニティ活動、大規模改修工事等である。
- ナショナルリザーブシステム事業 (85.0) ——様々な態様の自然生態系保護区（リザーブ）を設定することを通じて、生物多様性の保全を図るための各種事業。生態的に重要な地区の土地を州政府が買収する場合に資金が提供されることが多いが、私人がその所有地を保護区として設定するケースも補助の対象になる。
- 全国ランドケア事業(326.6)——土地、水資源、植生及び生物多様性の持続可能な管理に資するため、コミュニティ・グループ、州機関、自治体、企業等が共同して行う多様な事業。全国で4,500ものコミュニティ・グループが事業に参加している。
- 海岸・海洋浄化事業(116.8)——海岸及び海洋の環境問題に対応するための地域計画の開発、保護区域の設定、汚染監視などの事業。

### 第3節 州政府の環境保全対策の概要

第1節で述べたとおり、オーストラリアの政府構造においては、連邦憲法において連邦政府が専ら行使するものとされている権限以外の権限は、すべて州政府に留保されている。したがって、環境保全に関連する事項についても、汚染規制、土地利用計画、自然保護、水源開発、海岸・河川管理、農林水産、道路交通、保健、教育など、州政府が権限を行使する分野は極めて広範にわたり、オーストラリアの環境保全対策においては、州政府が中枢の機能を担っていると言っても過言ではない。

シドニーを州都とするニューサウスウェールズ(NSW)州（総人口約630万人、面積約80万km<sup>2</sup>）の場合、次の4つの州政府機関が環境保全に関する主要な政策を担当している。

- 「環境保護局(The Environment Protection Authority)」

NSW州における環境の保護、修復及び改善を推進することを任務とし、汚染の防止、排出基準の設定、廃棄物の収集・搬送・処理に関する規制、ごみ減量化の促進、環境に関する啓発などを所管する。

- 「都市政策・計画省(The Department of Urban Affairs and Planning)」

土地利用に関する計画・規制、都市環境の管理及び住宅政策を所管する。海岸、林野、水源地帯などの自然資源の利用に関する規制や、開発プロジェクト等に係る環境影響評価の審査も同省が所掌する事務である。

- 「土地・水資源保全省(The Department of Land and Water Conservation)」

土地、土壌、河川、地下水、海岸、原野及び森林の持続可能な利用を確立するための資源管理政策を担当する。また、都市部以外の上下水道について、自治体と共同して運営に当たっている（都市部の上下水道は、「水道公社」が運営している）。

- 「ナショナルパーク・野生生物局(The National Parks and Wildlife Service)」

主として自然保護対策を担当する。主な事務は、ナショナルパーク及び自然保護区の管理運営、野生動植物の保護などである。

以上の4機関が所管する主な環境保全対策を、性質別に「計画の策定及び基準の設定」、  
「規制」、「監視及び報告」及び「啓発・支援」の4つの分野に整理してまとめると、次のとおりである。

① 計画の策定及び基準の設定

<p><b>【環境保護局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気汚染管理計画</li> <li>● 騒音基準</li> <li>● 自動車排気ガス規制戦略</li> <li>● 水質管理目標</li> <li>● 廃棄物管理計画</li> <li>● 汚染規制基準・計画</li> </ul>	<p><b>【都市政策・計画省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 州環境計画政策及び広域環境計画（※）</li> <li>● 海岸基本政策</li> </ul> <p>※この場合の「環境計画(environment plan)」は、土地利用全般に関する計画である（第4節（3）参照）。</p>
<p><b>【土地・水資源保全省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水源総合管理計画</li> <li>● 河川基本政策及び河川管理計画</li> <li>● 土地・水資源管理計画</li> <li>● 湿地管理計画</li> <li>● 地下水管理計画</li> <li>● 海岸管理計画</li> <li>● 土壌基本政策</li> </ul>	<p><b>【ナショナルパーク・野生生物局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物多様性戦略</li> <li>● ナショナルパーク管理計画</li> <li>● 絶滅危惧種回復計画</li> </ul>

② 規制

<p><b>【環境保護局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 汚染物質の排出に関する許可</li> <li>● 廃棄物の処理・搬送に関する許可</li> <li>● 建設工事に伴う汚染に関する許可</li> <li>● 自動車排ガスの検査</li> <li>● 汚染抑制措置に関する協議</li> </ul>	<p><b>【都市政策・計画省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な開発行為の許可</li> <li>● 土砂・砂利採取に関する許可</li> <li>● 水道公社の操業に関する許可</li> </ul>
<p><b>【土地・水資源保全省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 植生の伐採の許可</li> <li>● 州有地の使用に関する許可</li> <li>● 水資源の使用に関する許可</li> </ul>	<p><b>【ナショナルパーク・野生生物局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然保護地域に関する規制</li> </ul>

③ 監視・報告

<p><b>【環境保護局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境状況報告</li> <li>● 大気汚染監視</li> <li>● 河川水質監視</li> <li>● 海岸及び湾の汚染の監視及び報告</li> </ul>	<p><b>【都市政策・計画省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地利用状況調査</li> <li>● 大都市圏状況報告</li> <li>● 環境影響評価書の作成指針の策定</li> <li>● 環境影響評価書の審査</li> </ul>
<p><b>【土地・水資源保全省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然資源に関するデータ収集</li> <li>● 河川状況報告</li> <li>● 地方部における水資源利用の監視</li> <li>● 湿地・地下水・土壌・植生に関する実態調査</li> </ul>	<p><b>【ナショナルパーク・野生生物局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物多様性調査</li> <li>● ナショナルパーク及び自然保護区における自然環境に関する実態調査</li> </ul>

#### ④ 啓発・支援

<p><b>【環境保護局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境意識調査</li> <li>● 学校における環境教育事業（教育訓練省と共同して実施）</li> <li>● 環境教育基金</li> <li>● 企業に対する環境啓発</li> </ul>	<p><b>【都市政策・計画省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市デザインに関する技術的支援</li> </ul>
<p><b>【土地・水資源保全省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地・水資源の保全に関するコミュニティ事業への支援</li> <li>● 水資源の保全に関する啓発事業</li> <li>● 環境保全活動を行うコミュニティ・グループを対象とする助成措置に関する情報提供</li> </ul>	<p><b>【ナショナルパーク・野生生物局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ナショナルパーク情報センターの運営</li> <li>● ナショナルパークに係るボランティア活動の促進</li> <li>● 自然保護に関するコミュニティ活動の促進</li> <li>● 害獣駆除に係る補助金</li> </ul>

### 第4節 自治体の環境保全対策の概要

#### （1）オーストラリアの自治体の事務と環境保全

80年代までは、環境保全は州政府が管轄するものという考え方が強く、独自の環境保全対策を体系的に講じている自治体はほとんどなかった。

しかし、伝統的に自治体が処理している事務の中には、地域の環境問題に実効的に対処する上で極めて重要な役割を担っているものが少なくない。オーストラリアの自治体が処理する事務は、州により、また各自治体の規模や立地条件等により違いがあるが、大部分の自治体が処理しているもので、環境保全に密接なかわりのある事務には、例えば次のようなものがある（これらの事務のうち、土地利用計画に関しては（3）、ごみ収集・処理に関しては第2章第1節で詳述する）。

- 土地利用計画の策定
- 土地利用計画に基づく建築・開発規制
- ごみ収集・処理
- 雨水排水対策
- 道路、橋梁等の社会資本（幹線道路等で州が所管するものを除く。）の整備・管理
- 公園、緑地等のオープンスペースの整備・管理
- 公衆衛生（飲食店等の衛生状況の監督、雑草・害獣駆除等）

これらの事務や事業を通じて、自治体も、従来から地域の環境管理の主要な主体としての役割を担ってきたが、その役割の重要性はそれほど評価されず、自治体自身も明確に意識しているわけではなかった。自治体組織の中で、上記のような事務が相互の連携なく縦割りに処理されていたことも、環境保全における自治体の役割が十分に評価・認識されなかった要因の1つになっていた。

## (2) 自治体の環境保全対策の現状

90年代に入り、92年に「環境に関する政府間協定」が合意されて以来、連邦政府や各州政府も、環境保全における自治体の役割の重要性を積極的に評価し、自治体との連携を重視するようになり、自治体の環境保全への取組は顕著に進展した。

NSW州では、地域の環境問題への対応について自治体の実情に応じた自主的な取組を展開できるようにするため、自治体の事務について定める「地方自治体法(The Local Government Act)」の規定の整備も行われた。まず、93年の改正では、それまで自治体の処理すべき事務を個別に列挙していたのを改め、各自治体の自主的な判断により実施できる事務の範囲を大幅に拡大した。さらに、97年の改正では、自治体の基本的な責務の1つに「生態的に持続可能な開発(ESD)の原則に基づく環境の適正な管理」を掲げるとともに、「環境状況報告」を毎年作成することを各自治体に義務づけた(第3章第1節参照)。

このような動きを反映して、環境保全への自治体の関与も、以前より広範な範囲に及ぶようになり、(1)で述べたような伝統的な事務だけでなく、自然環境の保全、ごみ減量化対策、省エネルギー対策、環境啓発・教育などの分野でも、多くの自治体が様々な施策を講じている。組織に関しても、環境保全に関連する事務を所管する各部署の連絡調整に当たり、総合的な環境保全対策の推進を担当する「環境担当官(Environmental Officer)」を設置する自治体が増えている。

しかし、オーストラリアのすべての自治体が環境保全に積極的に取り組むようになったというわけではない。制度的には環境保全に関する広範な権限が認められたものの、財源や人材の不足を理由に、伝統的な守備範囲を越えることに消極的な自治体も多いのが実情である。オーストラリアにおいては、どのような地方自治制度を設けるかについての決定権は各州政府が握っているが、環境保全の分野で州政府の期待にどれだけ応えられるかは、今後の自治体の地位を大きく左右する試金石になりそうである。

## (3) 土地利用規制に関する自治体の権限

自治体が地域の環境の管理主体としての機能を発揮する上で、最も重要な手段の1つになっているのが、土地利用規制に関する権限である。

やや紛らわしいのは、オーストラリアでは、政府の策定する土地利用計画のことを(人間の居住にかかわるあらゆる環境に関する計画という趣旨で)「環境計画(environmental plan)」と呼んでいることである。したがって、この意味での「環境計画」は、環境保全の観点からの土地利用規制に関する事項も盛り込まれてはいるものの、環境保全対策のみを目的とした計画ではないことに注意する必要がある。

以下、NSW州の制度について説明すると、同州の各自治体は、NSW州法である「環境計画・評価法」に基づき、その区域の全部又は一部の土地利用に関する「自治体環境計画(LEP: Local Environmental Plans)」を策定することができる。多くの場合は、当該自治体の判断により策定されるが、州都市政策・計画大臣の指示により、又は計画の変更を求める者

の要請を受けて作成されることもある。複数の自治体が共同して計画を策定することも可能である。

自治体環境計画の最も重要な機能は、計画対象区域内の地区別の用途を指定し（ゾーニング）、指定された用途に反する建築や開発を制限することである。環境影響評価の実施が義務づけられる開発行為のリストも同計画に掲げられる。最近では、自然保護区域の設定、樹木や植生の伐採の制限など、環境保全に関する措置も盛り込まれることが多い。

ただし、区域内の土地利用をすべて自治体が自由に規制できるというわけではなく、自治体環境計画を策定するに当たっては、次のような州政府の土地利用規制措置との整合性を保つことが求められる。

- 「州環境計画政策(SEPP: State Environmental Planning Policies)」——全州的重要性を有する特定の事項に関する州の指針を定めるもので、NSW 州では約 50 の SEPP が制定されており、環境保全に密接に関係するものとしては、湿地の保全、樹木の乱伐の防止、コアラの生態系の保護等に関する SEPP がある。
- 「広域環境計画(REP: Regional Environmental Plans)」——大規模な開発計画など、土地利用に関する事項で広域的な重要性を有する事項については、州の都市政策・計画省が環境計画を策定する。REP の策定に当たっては、自治体その他の関係機関への通知、環境調査の実施、計画案の縦覧などの手続を経ることが定められている。

自治体環境計画の内容が州環境計画政策や広域環境計画に適合しているかどうかの審査は、都市政策・計画省が行う。したがって、自治体が環境計画を定める場合は、計画案を同省に提出し、承認を得なければならない。

地方部では、専ら自治体環境計画に基づいて土地利用規制が行われる場合がほとんどであるが、例えばシドニー都心部やシドニー湾沿岸などの地域における土地利用については、かなりの事項が全州的又は広域的な重要性を有するものとされ、州政府の策定する SEPP や REP の規制を受ける場合が多い。例えば、シドニーオリンピックの主会場となるホームブッシュベイ地区については、93 年 9 月に「オリンピック大会プロジェクトに関する州環境計画政策」、同年 11 月に「ホームブッシュベイ地区に関するシドニー広域環境計画」が制定されている。

## 第2章 オーストラリアにおけるごみ減量化対策の動向

### 第1節 ごみ処理体制の概要

オーストラリアの自治体の最も基本的な事務は「3R」——「Roads（道路）」、「Rates（税）」及び「Rubbish（ごみ）」——であるとよく言われるほど、ごみ処理は伝統的に自治体の提供する最も重要なサービスの1つであり、ほとんどの自治体に共通する事務である。しかし、具体的なごみ処理体制は、地域により、また個々の自治体によっても違いがある。そこで、本レポートでは、それぞれ都市部及び地方部の2つの自治体を取り上げ、その具体的な処理体制の状況を紹介することにする。なお、自治体が責任を負うのは原則として家庭ごみ（一般廃棄物）の処理についてで、産業廃棄物は、日本の場合と同じく、排出者の責任において自ら又は業者に委託して処理されるが、自治体が事業系のごみも一括して回収したり、自治体が民間の業者と同等の立場において産業廃棄物の処理を受託するケースも多い。

#### （1）都市部の自治体におけるごみ処理体制の例

NSW 州東海岸に沿って、シドニー市を中心に北はニューカッスル市から南はウーロンゴン市までの南北約 200km にわたる地域は「拡大シドニー大都市圏(The Greater Sydney Metropolitan Area)」と呼ばれ、オーストラリアで最も都市化の進んだ地域である。この地域のごみ処理体制には、他の地域に比べ、州政府が深く関与している。

第1に、同大都市圏を8の広域単位に分け（シドニー都市圏6、ニューカッスル都市圏及びウーロンゴン都市圏各1）、それぞれに「廃棄物委員会(Waste Board)」が設置されている。これらの委員会は、95年に制定された「廃棄物減量化・管理法」（州法）に基づいて設置された州機関で、州政府及び所管区域内の自治体を代表する委員により構成され、それぞれの区域に係る広域廃棄物計画を策定し、当該区域内の自治体のごみ処理の運営指針を定めている。

第2に、他の地域では、通常、最終処分場（ごみ埋立場）やトランスファーステーション（中間集積・分別施設）の管理運営も自治体が担当しているが、シドニー都市圏では、それらの広域的施設のほとんどは、州事業体である「NSW 州廃棄物サービス公社(Waste Services)」が運営している。同公社は、「廃棄物リサイクル・処理サービス法」（州法）に基づき70年に設立され、その管理する各種廃棄物処理施設（98年現在、最終処分場5か所、トランスファーステーション7か所、リサイクリング施設2か所、液体・汚泥産業廃棄物処理プラント1か所。いずれもISO9002及びISO14001の審査登録を受けている。）において、自治体や民間業者が搬入する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に当たっている。同公社の経営は独立採算制で、各施設で徴収する手数料がその財源となっている。

したがって、シドニー都市圏の自治体の場合は、廃棄物委員会の策定した広域廃棄物計画に基づいて区域内の一般廃棄物を収集し、廃棄物サービス公社の管理する処理施設まで



搬送することが、ごみ処理体制における主たる役割である。以下では、同都市圏の自治体の1つであるマンリーの具体的なごみ処理体制を紹介する。マンリーは、シドニー中心部の北東約10km、人口約4万人、面積16km<sup>2</sup>の近郊都市で、ほとんどが居住・商業地区であるが、太平洋に面したビーチの人気は高く、夏の週末などは大勢の人出で賑わう。

#### 【事例1】都市部の自治体におけるごみ処理体制の例

##### ① ごみ処理所管部局

マンリー市(NSW)の組織機構は、大きく「企画」、「財政・管理」及び「事業」の3部門に分けられ、ごみ処理業務は事業部門に属する。環境保全に関する政策の立案は企画部門が担当するが、両部門間で週1回の定期会議が開催され、政策と実務との密接な連携が図られている。また、重要なごみ問題に関する事項について審議するため、市議、市職員及び住民代表で構成する委員会が設置されている。

##### ② ごみ出しのルール

各家庭では、普通ごみ、リサイクルごみ（紙、ガラス、ペットボトル、スチール・アルミ缶、飲料パック）及びグリーンごみ（刈った芝、落ち葉、枯れ枝など主に庭から生じる植物ごみ。食物ごみは普通ごみに分別される。）の3種類に分別する。

ごみ容器は3種類配付され、それぞれ普通ごみ用（55リットル）、紙ごみ用（120リットル）、その他のリサイクルごみ用（120リットル）に用いられる。グリーンごみについては特定の容器はなく、ひもで縛ったり、段ボール箱に入れて出して差し支えない。120リットル容器については、重量の大きい容器を扱うごみ収集作業員の肉体的負担の観点から、市では、より小さい60～80リットルの容器に切り換えることを検討している。

容器に入りきれない量のごみが生じたときは、適切な容器に入れ、その容器に市の発行するステッカーを貼って出すことができる。ステッカーは年間2枚が各家庭に無料で配布され、足りない場合は1枚3豪ドルで市役所で購入する。

ごみが容器からあふれている場合は、回収を行わず、警告ステッカーを貼付し、住民が適切に処理したら回収する。各種ごみが正しく分別されていない場合は、収集作業員は、廃棄物教育担当官に通告する。同担当官はその世帯を訪問して改善を求めた上で（不在の場合は手紙を残す。）、後日、正しく分別されているかどうかを実際に確認する。何度もルール違反を重ねる場合には、容器を没収する。

##### ③ ごみ収集サービスの概要

普通ごみは週1回、リサイクルごみは隔週1回、グリーンごみは月1回、それぞれ収集が行われる。なお、マンリーでは、事業系ごみも、有害物を除き、一括して回収している。家庭ごみの収集は平日に行われるが、事業系ごみの収集は週末も行われている。

ごみ収集業務は市の直営で実施しており、26人の職員が従事している。勤務時間は午前5時から作業終了までである。最近では、シドニー圏でも、ごみ収集サービスを民間委託している自治体が多く、直営で実施する場合には、民間とのコスト比較を厳密に行うことが求められる。

ごみの収集には、車両後部からごみを投入するタイプのトラックが計5台使われており、各車両につき運転手1名と作業員2名で収集作業が行われる。他の自治体では、運転手1名で回収に当たれるアーム付き収集車を使用しているところも多いが（〔事例2〕参照）、マンリーの場合は、幅員の狭い街路や路上駐車車両が多いため、導入が困難である。

収集したごみのうち、一般ごみは、比較的近くに州廃棄物サービス公社の運営する最終処分場があるので、そこに直接搬入する。市は、搬入するごみ1トンにつき52豪ドルの手数料を同処分場に支払う（最終処分場でなく、トランスフェーステーションに搬入する場合は1トンにつき72豪ドルの手数料を徴収される）。リサイクルごみは同公社の運営するリサイクル施設に、グリーンごみはマンリーを含む4自治体で共同運営する処分場に、それぞれ搬入している。

##### ④ ごみ処理費用の住民負担

ごみ収集に要する費用は、レイト（固定資産税）に上乗せする形で土地所有者に賦課される。NSW 州の自治体は、95 年以降、この「家庭ごみ処理手数料(Domestic Waste Management Charge: DWMC)」は、他のレイト賦課額と明確に区分して納税者に通知し、その収入額は専らごみ処理に係る費用に充てることを義務づけられている（事業系ごみの収集料は、一般財源としてもよい）。マンリーにおける 99 年の DWMC の額は、1 か所につき一律 170 豪ドル（年額）である。

## （２）地方部の自治体におけるごみ処理体制の例

次に、地方部の自治体におけるごみ処理体制の一例として、ワガワガの事例を紹介する。ワガワガは、NSW 州南部（シドニーから約 500km）の人口約 6 万人（1 万 9 千世帯）、面積約 5,000km<sup>2</sup> の地方都市で、中心市街の周辺には広大な農業・畜産地帯が広がっている。

### 【事例 2】 地方部の自治体におけるごみ処理体制の例

#### ① ごみ処理所管部局

ワガワガ市（NSW）の組織機構は、総務部、事業部、環境部、リクリエーション・文化及びコミュニティ部の 5 つの部局により構成され、このうち、ごみ処理に関する業務は「事業部(Engineering and Technical Services)」が所管している。事業部は、ごみ収集、ごみ処理施設の運営、リサイクルの推進のほか、下水業務も担当している。日本の感覚では「環境部(Environmental Services)」がごみ処理業務を担当しているように想像するところであるが、同部局は、土地利用計画に相当する「環境計画」に基づいて建築・開発許可を行うのが主な所掌事務で、日本で言えば「建築部」あるいは「開発部」のような部局である（「環境計画」については、第 1 章第 4 節（3）参照）。

#### ② ごみ出しのルール

各世帯には、「ウィーリービン(wheelie bin)」と呼ばれる車輪付きプラスチック製ごみ容器が 3 個——普通ごみ用（120 リットル）、リサイクルごみ用（240 リットル。内部は、それぞれ「空き缶・空きビン」・「古紙」・「牛乳パック」の回収用に 3 つに仕切られている。）及びグリーンごみ用（240 リットル）——が配付される（大家族等で容量が不足する場合には 1 個につき年 50 豪ドルの費用で、容器の追加配付を受けることができる）。容器に入りきれない量のごみが生じたときは、重量に応じた手数料を払って、住民が直接最終処分場に持ち込まなくてはならないが、年 1 回に限り手数料を免除する助成措置が講じられている。

各事業所には、240 リットル容器が 1 個配付される（家庭ごみ用容器とは異なる色のふたが用いられている）。容器の追加配付を受けるためには、1 つにつき 94 豪ドルの手数料を市に支払う必要がある。市の委託した業者による通常の回収のほか、必要に応じて、事業所が直接民間業者に回収を依頼してもよい。

ごみが容器からあふれているなど、ごみ出しのルールを守っていない容器については、回収を行わず、警告ステッカーを貼付しておく（回収してもらうためには、市に連絡しなければならない）。警告が 5～6 回続いても改善されない場合は、容器を没収する（回収を再開してもらうためには、新しい容器を購入しなければならない）。

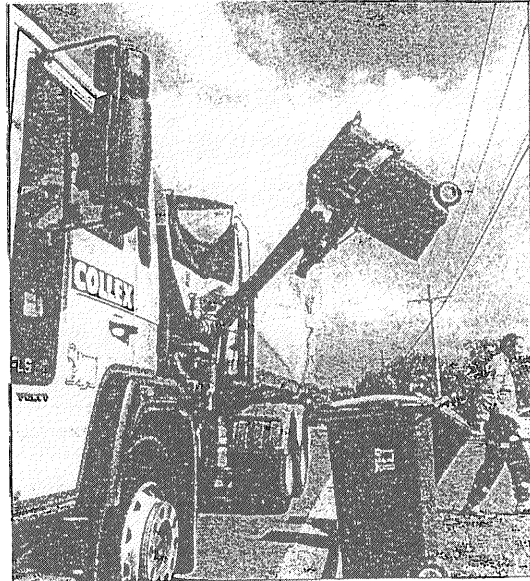
#### ③ ごみ収集サービスの概要

ワガワガでは、家庭ごみのほか、商店、学校、事業所等からの事業系ごみも、一括して民間業者に委託して回収を行っている。

家庭ごみの回収は、普通ごみは週 1 回、リサイクルごみ及びグリーンごみ（刈った芝、落ち葉、枯れ枝など、主に庭から生じる植物ごみ）はそれぞれ隔週 1 回で、そのほか、粗大ごみの無料回収が年に 1 回行われる。回収時間は、午前 6 時から午後 2 時までの間である。99 年現在、市内の家庭ごみ回収箇所は、計 19,200 か所である。事業系ごみの回収は、週 1 回行われる。中心市街地のメインストリートについては、早朝午前 5 時から回収が行われる。99 年現在、市内の事業系ごみ回収箇所は、約 1,000 か所である。

ごみの回収には、運転手の操作により、大きなアームが容器を持ち上げ、中身を荷台に空ける設備の付いたトラック（写真）が用いられており、運転手 1 人だけで回収作業に当たることができる。平均すると、各トラックは、1 回につき平均 5,000 個の容器のごみを回収している。

市街から遠く離れた農場や牧場については、市のごみ収集サービスではなく、市の指定する民間業者が利用者との契約に基づいて収集を行う。収集の頻度も契約で決められ、例えば月 1 回というように、市のサービスの場合より少ないのが普通である。市のごみ収集サービスを受けていない農場や牧場に係るレイトについては、ごみ収集料に相当する額が減額される。



#### ④ ごみ処理施設の概要

最終処分場は 1 か所で、土壌汚染を防ぐための処理を施した埋立場(landfill)にごみを埋立て処分する。現在の処分場は 50 年間使用することを見込んで整備されており、環境への影響の監視には、年間 8 万豪ドルの費用をかけている。グリーンごみについては、生物分解を応用して肥料を生産し、その過程で発生するガスは、熱エネルギーとして利用している。

処分場は、週 7 日、年 360 日、午前 8 時から午後 4 時 30 分まで（週末は時間を延長）操業している。市のごみ収集サービスによらずに持ち込まれるごみについては、1 トンにつき 33 豪ドルの手数料を徴収しており、これは市の収入になる。

リサイクルごみは、非営利団体の運営するリサイクル・センターに搬入される。同センターでは、障害者を雇用し、リサイクルごみの分別・売却を行っており、ワガワガ市のほか周辺の 6 自治体も、このセンターを利用している。障害者の雇用促進の観点から、コミュニティの強い支持を得ており、人口の少ない地方部にもかかわらず、シドニー地域の 10%にも相当する量のリサイクルごみが同センターに持ち込まれている。

#### ⑤ ごみ処理費用の住民負担

ごみの収集及び最終処分場の運営に係る市の予算は、年間 1,400 万豪ドルである。市が業者に支払う委託料は、家庭ごみ及び事業系ごみの区別なく、1 か所につき一律年間 145 豪ドルで、市は、この額を、ごみを排出する家屋、事業所等に係る土地の所有者に賦課するレイトに上乗せして徴収する。

## 第 2 節 オーストラリアにおけるごみ問題の現状

### (1) ごみの発生量の現況

オーストラリアでは、ごみの量に関する全国的なデータがまとめられていないので、継続的なデータが得られるシドニー都市圏（人口約 390 万人）の状況について述べると、95 年の同都市圏におけるごみの最終処分量は年間約 300 万トンで、人口 1 人当たり 859kg であった。その内訳は、「家庭ごみ」（自治体の管理する公園、スポーツ施設などのコミュニティ施設から排出されるごみを含む。）が 46%、「事業系ごみ」が 37%、「建設ごみ」（建物の取壊し等によって生じる建設廃材等）が 17%を占めている。

わが国と比較すると、日本の 95 年の人口 1 人当たり年間ごみ排出量は、一般廃棄物が

405kg、産業廃棄物が3,211kg（「平成10年版環境白書」のデータに基づき算出）であるが、わが国では廃棄物の約8割について焼却等の中間処理が行われているので、1人当たりの最終処分量は、日本（一般廃棄物103kg、産業廃棄物539kg、計642kg）の方が少ない。

また、廃棄物の分類や定義に違いがあるので国際比較は難しいが、各国間で定義が比較的共通している家庭ごみの排出量について比べると、次の表のとおり、オーストラリアにおけるごみの発生量は、米国よりは少ないものの、日本や欧州各国よりもかなり多い。

#### OECD加盟諸国における人口1人当たり家庭ごみ年間排出量（1997年）

国名	排出量 (kg)
米国	720
オーストラリア	690
カナダ	630
フランス	590
OECD加盟国平均	500
英国	480
ドイツ	400
日本	400

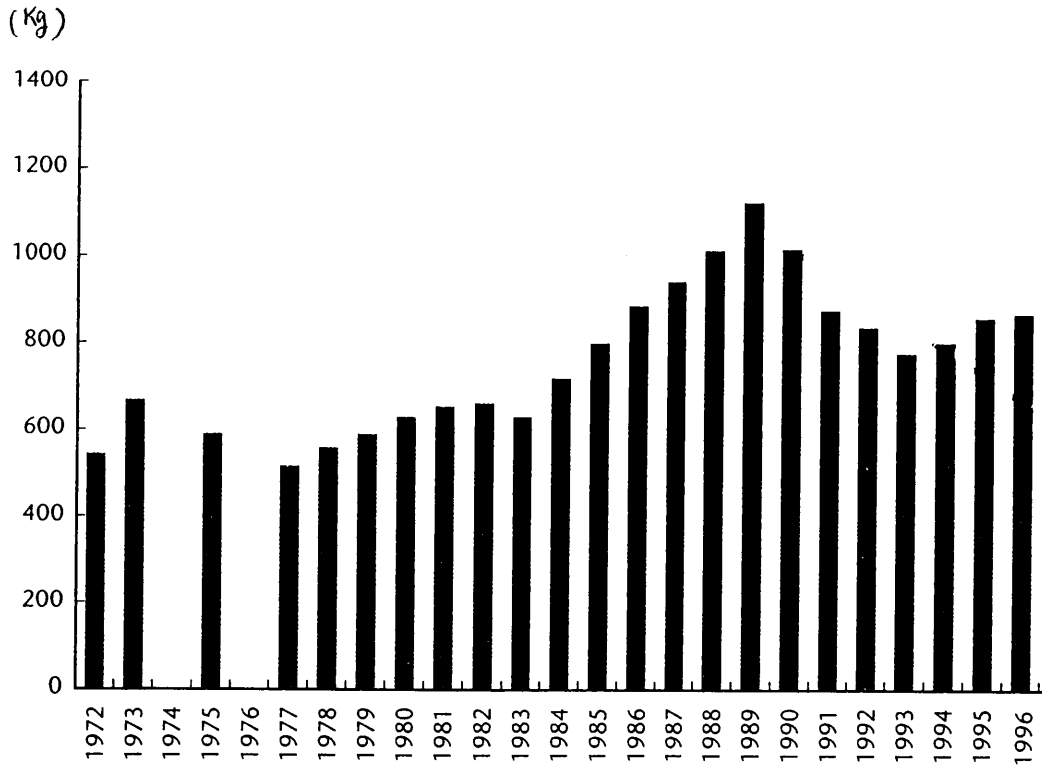
（資料）OECD Environmental Data 1997

NSW州のシドニー都市圏以外の地域におけるごみ発生量については体系的なデータが整備されていないが、一般的には、地方部においては、事業系ごみや建設ごみを排出する事業活動が少ないこと、各世帯で自家処理・堆肥化される家庭ごみの割合が大きいこと等から、シドニー都市圏に比べると、ごみの発生量は少ないと考えられている。ただ、地方部においても、特に地域の中心都市の中には、人口の急増に伴い、ごみの排出量が大幅に増加し、ごみ処理施設の不足が問題になっているようなところもある。

#### （2）ごみの最終処分量の推移

次のグラフは、72年から96年までのシドニー都市圏の人口1人当たり年間ごみ最終処分量を示している。ごみの最終処分量は80年代後半から顕著に増加し、89年にピーク（1人当たり1,124kg）に達したが、その後、90年から93年にかけて大幅に減少した。これは、90年にNSW州の自治体によるリサイクル制度が導入され、家庭ごみの再生利用が進んだことが主因である。しかし、90年代後半は、景気拡大を反映して、処分量が再び増加する傾向にあり、ごみ減量化対策の強化が課題になっている。

### シドニー都市圏の人口1人当たりごみ最終処分量（年間）の推移



(資料) NSW州環境保護局: New South Wales State of Environment 1997

排出主体別に処分量の推移を見ると、家庭ごみは、90年から95年までの間に13%減少した。NSW州政府は、91年から95年まで「自治体リサイクル・リベート」（リサイクル事業に必要な施設整備等の財源として、自治体が収集したリサイクルごみの重量に応じて還付金を支給する制度）を導入した。これにより自治体によるリサイクルごみの分別回収が進み、家庭ごみの再生利用率が拡大（91年の6%が95年は27%）したことが処分量減少の主因で、一方で家庭ごみの排出量は増え続けている（95年の1人当たり排出量は546kgで、90年に比べ約20%の増加）。したがって、今後の家庭ごみ減量化対策においては、ごみの発生の回避・抑制をさらに促進するための措置を講じる必要があるとされている。

事業系ごみ及び建設ごみの排出量は景気動向に影響されやすく、不況であった90-92年は最終処分量が減少したが、景気が回復し始めた93年以降は増加が続いている。事業系ごみの人口1人当たり処分量は、90年の約440kgが93年までに約250kgに減少したが、95年には約310kgまで増加した。建設ごみも94年に増加に転じて以来、好景気とオリンピックに支えられた建設ブームを反映して、ますます増え続けており、NSW州のごみ減量化目標を達成する上での最大の障害になっている（（4）参照）。

### （3）ごみ処理をめぐる環境問題

オーストラリアでは、リサイクルされないごみはほとんど埋立処分されるので、ごみの焼却に伴うダイオキシンの排出の問題は生じていない。例えば、シドニー都市圏では、現在操業している焼却施設は医療廃棄物についてのものが1つあるだけで、残りの廃棄物のほとんどは6か所の最終処分場で埋め立てられている。NSW州全体では、固形廃棄物の97%が最終的に埋立処分されている。

しかし、ごみの埋立処分をめぐるのは、土壌や水質の汚染、温室効果ガスの1つであるメタンガスの発生、悪臭など、多くの環境問題が発生している。そのうち近年最も大きな注目を集めたのは、2000年のシドニーオリンピックの主会場となるホームブッシュベイ地区の土壌から安全基準を上回るダイオキシンが検出されたことで、この土壌汚染は、同地区の一部が60～70年代に廃棄物埋立処分場として使用されたことに起因していた（この問題とその対策については、第4章第3節（1）の〔事例29〕で詳述する）。

そのような各種の環境問題への懸念から、オーストラリアでも、都市部に新規の最終処分場を建設することはますます困難になっている。一方で、開発の進んでいない遠隔地に設置すると、ごみの搬送の長距離化に伴う交通量の増加、エネルギー使用の増大など、別の次元の環境問題を引き起こすことになる。

最終処分場の不足が特に深刻なのは、NSW州のごみの総量の3分の2以上を排出するシドニー都市圏で、ごみ処分量の水準が現状のまま続いた場合、同都市圏の最終処分場の残余年数は10年未満という見通し（95年時点）である。しかし、著しく都市化の進んだ同都市圏に新規の最終処分場を設置することは極めて難しく、したがって、埋立処分されるごみの量を減らし、既存の処分場の残余年数をできる限り引き延ばすことが最大の課題になっている。次節に述べるように、NSW州政府は、2000年までに人口1人当たり最終処分量を95年の水準の40%以下に抑制するという目標を掲げているが、この目標を達成できれば、シドニー都市圏の最終処分場の残余年数を8年以上延長できると試算されている。

#### （4）連邦政府及びニューサウスウェールズ州政府のごみ減量化目標

わが国では、99年9月に、埋め立てるごみの最終処分量を2010年度までに96年度の半分に削減するという減量化目標が政府から発表されたところであるが、オーストラリアでは、既に連邦政府は92年、NSW州政府は95年に、それぞれ減量化目標を設定し、その目標達成に向けた指針や施策を打ち出している。

92年、連邦政府は、ごみの最終処分量を2000年までに半減するという目標を設定し、目標達成に向けての一連の対策を掲げた「全国廃棄物減量化・リサイクリング戦略」を発表した。同戦略は、ごみ減量化をめざすための環境管理の在り方として、次の優先順位により実行可能な措置を検討・導入することを求めている。

- 1) Avoidance——回避（廃棄物の発生を避ける）
- 2) Reduction——削減（発生する廃棄物の量を減らす）

- 3) Reuse——再利用（廃棄物を再利用する）
- 4) Recycling/Reclamation——再生（廃棄物を資源として利用する）
- 5) Treatment——処理（廃棄物に何らかの処理を施し、その量を減らす）
- 6) Disposal——処分（廃棄物を最終処分場に埋め立てる）

一方、NSW 州政府は、95 年、より環境に配慮した廃棄物管理を実現することを目的として、「廃棄物処理法」（70 年制定）に代えて「廃棄物減量化・管理法(The Waste Minimisation and Management Act)」を制定した。同州のごみ減量化目標は、この法律の第 3 条に掲げられており、「2000 年末までに、最終処分される廃棄物の量（人口 1 人当たり）を 90 年の水準より 60%削減する」と設定されている。同法には、目標を達成するための対策の指針として、連邦政府の場合と同じように、「回避」、「再利用」、「再生」、「処理」の優先順位による階層的施策体系を確立すべきことが規定されている。また、減量化目標の達成をめざすため、都市圏の地域別廃棄物計画の策定等を行う廃棄物委員会の新設、業種別の廃棄物減量化計画の策定の促進、自治体等の行うごみ減量化施策への補助を行う廃棄物計画・管理基金の設置などの措置も、同法により導入された。

しかし、「2000 年末までに 60%以上削減」という減量化目標に対し、99 年 9 月現在、最終処分場で処分されるごみの量は、90 年に比べ、全体では 20%、家庭ごみについては 31%、事業系のごみについては 25%、それぞれ削減されたにとどまっております。2000 年末までに目標を達成するのは極めて困難な見通しになっている。計画どおりに減量化が進まなかった最大の原因は、好景気とオリンピックに起因する建設ブームにあり、98 年の建設廃材排出量は、90 年の量を 38 万トンも上回っていた。

目標の達成は困難になったものの、ごみ減量化への取組が相当進展した分野もある。特に、各自治体は、リサイクル、グリーンごみの堆肥化などの推進を通じて、州の減量化計画に積極的に協力しており、同計画が打ち出される前は全くりサイクルを実施していなかった自治体で、ごみの量を半分以下に削減することに成功した例もある。自治体における様々なごみ減量化の取組は、次節で紹介する。

### 第 3 節 自治体によるごみ減量化への取組事例

コミュニティ・レベルにおけるごみ減量化の推進については、オーストラリアにおいても自治体が主要な役割を果たしており、多くの自治体が総合的・計画的な取組や様々な特色ある取組を行っている。本節では、それらの中から、総合的なごみ減量化計画の事例、大幅なごみ減量化に成功した自治体の事例、ごみの再生利用に関する事例及びイベントから発生するごみの減量化に関する事例をいくつか報告する。なお、ごみ減量化に関する事例は、第 3 章でもいくつか紹介している（[事例 17]、[事例 21]、[事例 22] など）。

#### （1）総合的なごみ減量化計画の推進

第1節(1)で述べたように、シドニー都市圏では6つの廃棄物委員会がそれぞれの管轄区域に係る広域廃棄物計画を策定しており、ごみ減量化についても、具体的な数値目標を設定して総合的な計画を推進している。以下では、そのうち西シドニー廃棄物委員会(The Western Sydney Waste Board)の計画を紹介する。

### 【事例3】シドニー都市圏における総合的なごみ減量化計画の例

シドニー西部の9の自治体の区域(総面積4,400km<sup>2</sup>、総人口130万人)を管轄する西シドニー廃棄物委員会は、NSW州の設定した「2000年までにごみ最終処分量を60%削減」の目標に向けて、総合的なごみ減量化計画を盛り込んだ広域廃棄物計画を97年に発表した。同計画の策定に当たっては、区域内の人口動態、事業活動、ごみの発生から最終処分までのプロセスの現状等に関する大規模な調査研究を行うとともに、自治体、事業者、地域住民と密接に協議した。

同計画は、「ごみは『不用物(waste)』ではなく、間違った時に間違った場所に置かれた『資源』である。」という趣旨の「ごみゼロ」の考え方に基づいて、廃棄物の徹底的な再利用と再資源化を通じて最終処分量を削減する方針を採用し、細かく区分したごみの種別ごとに減量化の戦略と具体的な対策を掲げている。事業費は、98-00年の3年間で3千万豪ドルを見込んでおり、州廃棄物管理・減量化基金からの補助金や民間資金を財源に充てる。

一連の対策の中でも特に削減効果が期待されているのは、次のような方法により、最終処分されるごみの量を搬入時点の10%(容積比)にまで減らす「事前処理センター」の導入である。

- 収集したごみは、同センター(4か所)に設置される大型ドラムの中で3日間回転させて微粉状に破砕する(これにより容積が30%減少)。
- ドラム内の温度は60度に設定され、微生物による分解により、3日後には残存量の50%は細かい有機物になる。これは肥料として利用できるほか、エネルギーに転換できるメタンの原料にもなる。
- 残存量の35%は分解されないプラスチック及び紙の固まりで、これもエネルギー源として利用できる。
- 残りの15%のほとんどはガラスや石の破片等の安定した状態の固体なので、最終処分場に安全に埋め立てることができる。

化学品を用いない自然のプロセスによる処理技術であり、騒音や悪臭の問題もない。類似した処理技術は欧米で実用化されているが、オーストラリアでは、これまで西オーストラリア州に一例があるのみである。同センターは、民間との共同で建設される。

事前処理センター以外の主な措置としては、次のようなものがある。

- 地域内12か所に「コミュニティ・ドロップオフ(ごみ持込み)センター」を設ける。各センターは、慈善団体を含む民間事業者の共同組織が運営に当たり、住民、事業者又は自治体が持ち込む各種資源ごみ(木材、金属、プラスチック、オイル、繊維、タイヤ、電化製品など)をリサイクル業界の原料需要に合わせて分別する。再商品化した製品(中古電化製品、グリーンごみを原料とする肥料、中古衣料など)を販売するサービスも提供する。アンケート調査では、住民の82%が同センターの利用を希望しており、特に「何でも持ち込める(all-in-one)」点が好評を博している。
- ごみの収集・処理に係る手数料について、ごみの発生抑制及び減量化を助長するような価格体系を導入する。
- 資源の持続可能な利用に関する啓発を各自治体と協力して実施する。
- 事業者のごみ減量化対策を評価し、認証を行う制度を導入する。
- 建築・開発許可を申請する業者に対し、建設現場から発生するごみを削減するための計画を提出することを義務づける。



## (2) 大幅なごみ減量化に成功した自治体の事例

前節(4)で述べたように、NSW 州政府が設定した「2000 年末までに 60%削減」のごみ減量化目標の達成は難しいという見通しであるが、既にその目標を達成した自治体もいくつかある。以下では、その1つであるワガワガの取組を紹介する(ワガワガのごみ処理体制の詳細については、第1節(2)の[事例2]参照)。

### 【事例4】住民参加を重視して作成した計画で大幅なごみ減量化に成功

ワガワガ(NSW)では、州が設定したごみ減量化目標を達成するため、住民と広く協議を重ねてごみ処理体制の見直しを行い、その結果、州の設定した目標年次の2000年よりも2年早い98年までに、従前よりも最終処分量を60%以上減らすことに成功した。

旧ごみ処理体制の下では年間約70,000トンのごみが最終処分されていたが、これを次のような内訳で、約45,000トン(65%)削減した。

- ・ 各家庭からのごみの排出量が15%減少
- ・ 10,000トンの不活性廃棄物(泥、石、建築材料など)を沈下が生じた旧ごみ埋立地の整備に再利用
- ・ 10,000トンのグリーンごみを肥料に再生
- ・ 15,000トンのリサイクルごみを分別・売却

この成果は、各種のリサイクル・ごみ発生抑制手法を通じて達成されたが、ワガワガの担当者は、「決定的に有効な個別の措置があったというのではなく、人々の行動やライフスタイルに変化をもたらすためのプロセスが総合的に効を奏した」と指摘し、ごみ減量化戦略の構築に18か月をかけ、その間、次のような広範な住民参加の機会を設けてごみ処理体制の見直しを行ったことが成功の最大の要因であったと述べている。

- ごみ処理についての諮問機関として、コミュニティ廃棄物管理委員会を設けた。純粋にコミュニティの声を代弁する委員会とするため、15人の委員のうち、市を代表する委員は2人(議員1人と廃棄物対策担当者)にとどめ、委員長は、その2人以外の委員から選出した。
- 18か月間に大小様々の公聴会を開いた。特定の住民層に特に影響を及ぼすような個別問題に焦点を絞った会合も多く開催した(例えば、集合住宅に係るごみ収集方法をテーマとした会合など)。
- 住民との協議は最も有効な啓発の機会でもあると捉え、それらの会議において、ごみ問題に関する情報を一般の住民にわかりやすく提供することに努めた。
- 住民への情報提供の重要な媒体として、地元マスコミとの連携を重視した。
- 新しいごみ処理体制の提案を2ページにまとめ、地元紙に織り込んで2万世帯に配布し、提案に対するコメントを募った(約1,000件のコメントが寄せられた)。
- 検討に着手してから18か月後、コミュニティ廃棄物管理委員会が戦略案を議会に勧告し、議会の採択を経て、新しいごみ処理体制に移行した。

新システムは、住民の圧倒的な支持を得て円滑に導入された。先述の担当者によれば、単に住民参加を積極的に取り入れただけでなく、「自分たちの意見を自治体が尊重し、取り入れてくれる」という信頼を住民から得るように努めたことが、幅広い支持の形成につながったという。

## (3) ごみの再生利用に関する事例

最終処分されるごみの量を減らすためには、ごみの発生を抑制するとともに、ごみの再生利用を促進することも重要である。ここでは、ごみの再生利用方法に関する事例をいくつか紹介する。

**【事例5】ごみの再生利用①—中古品として住民に販売**

ごみ減量化対策の一環として、回収されたごみのうち、まだ使用できるものを安価で住民に販売している自治体はオーストラリアにも多い。例えば、カイアマ(NSW)では、市の廃棄物処理センターの一角に中古品販売所を設置し、電化製品、家具、食器、自転車、自動車部品、浴槽、流し台、建築材料など、廃棄物として回収された物の中から選別された様々な中古品を販売している。価格は50セントからで、販売される中古品のデータは、すべてコンピュータに入力されている。クリスマスなど一部の休日を除き年中無休で午前8時から午後4時まで開いているが、年間2万豪ドル以上の売上があるので、パートタイムの店員の賃金を賄うことができる。中古品販売所では、市民が自ら不用品を持ち込んで販売することもでき、それらの市民が中古品を買って帰ることも多い。積極的に宣伝はしていないが、口コミで人気を集め、多くの市民が廃棄物処理センターを訪れるようになり、センターのイメージの向上とごみ減量化の啓発にも寄与している。

**【事例6】ごみの再生利用②—有機廃棄物を肥料やエネルギーに転換**

家庭ごみの半分以上を占める有機廃棄物（主に生ごみと庭ごみ）の減量化対策として、多くの自治体が肥料への転換を奨励し、大きな成果を上げている。最近では、有機廃棄物をエネルギー源として利用することを試みる自治体も増えている。

オーストラリアの自治体の庁舎を訪問すると、ロビーにコンポスト容器や「ワームファーム」（ミミズにより生ごみを有機肥料に転換するための箱形プラスチック容器で、「ワームファクトリー」と呼ばれる場合もある）が展示され、使用方法や販売店が掲示されているのを見かけることがよくある。



Composting is easy to do, anywhere, anytime.



コンポスト容器及び「ワームファーム」の利用を呼び掛ける自治体広報

ヤラ（VIC）では、区域内の3つの高層住宅地区に大型のワームファームとコンポスト容

器を設置して、家庭やコミュニティ庭園から排出される有機廃棄物の減量化を図る試みを行っている。各家庭の生ごみはワームファームで、コミュニティ庭園の枯れ枝や刈り芝はコンポスト容器で処理され、生成された肥料やマルチ（樹木の根元の地面を覆うのに使われる材料）は、コミュニティ庭園で使用されている。

ウーロンゴン(NSW)では、民間エネルギー会社と協力して、市の最終処分場からガスを回収してエネルギー源として利用する試みを行ってきたが、さらにグリーンごみからもガスを生産し、両方のガスを合わせて発電を行うことに成功した。各家庭から回収したグリーンごみは、細かく砕いて熱分解を促進することにより、ガスに転換されている。

#### 【事例7】ごみの再生利用③ー公共工事の廃棄物を他の工事で再利用

フェアフィールド(NSW)では、同市の施行する道路や下水の掘削工事から生じた廃棄物をリサイクリング・センターで分別・粉砕・加工処理し、他の工事の材料として再利用している。再生された材料は、新品とほとんど変わらない材質で、審査機関の認証も受けており工事費用の節減にも寄与している。98年には10万トンの工事材料を生産したが、近隣の自治体等からも掘削工事廃棄物の処理を受託することになり、99年の生産量は18万トンに増大する見込みである。

同リサイクリング・センターでは、市の公園や庭園から発生するグリーンごみを肥料やマルチに加工する事業も行っており、公共工事に付随する廃棄物を総合的にリサイクルする施設としてはオーストラリアでは初めての例として、土木技術や自治体経営の多数の賞を受けている。

#### (4) イベントごみ減量化対策

大きなイベントの後に残される大量のごみの処置は、自治体の廃棄物担当部局にとって頭の痛い問題である。特に、シドニーなど、年間を通じて多くの大規模イベントが開催される自治体の場合は、イベントごみ対策は当該自治体のごみ減量化目標を達成するためにも重要な課題である。同時に、多数の人々が参加するイベントは、ごみ減量化に関する啓発を行う絶好の機会でもある。このような理由から、近年、オーストラリアの多くの自治体において、イベント時に発生するごみの減量化を図るための様々な取組が行われている。

#### 【事例8】イベントから発生するごみの減量化

シドニー(NSW)では、97年6月、イベント時に発生するごみの量を減らす方針を採択した。以後、イベントのために市の施設を利用することを申請する者には廃棄物管理計画の提出を義務づけ、ごみの処置及び減量化について主催者が十分に配慮しているかどうかを審査した上で使用許可を与えている。市では、「計画策定」、「リサイクル」及び「調達」に関する3つの指針を作成し、イベント主催者の参考に供している。その後、NSW州廃棄物委員会協議会は、シドニーのような取組を他の自治体にも普及させるため、99年1月、イベント時のごみ対策の指針のモデルをまとめた冊子(“Waste Wise Events”)を刊行し、各自治体に配布した。

シドニー近郊の人気の高いビーチのあるマンリー(NSW)もイベントの多い都市であるが、毎年6月に開催される「フード・アンド・ワイン・フェスティバル」では、使用される食器についてのごみ減量化対策が試みられている。98年の同イベントでは、プラスチックの皿や包装紙の使用を禁止し、微生物により分解される食器類を導入した。それらの食器類は、80人のボランティアの協力を得て、専用のゴミ箱で回収し、マンリー環境センターのコンポスト施設で肥料に加工された。この結果、同イベントで発生したごみのうち、最終処

分場に運ばれる量を65%削減することができた。

リズモア(NSW)では、年間26万人が訪れる週末マーケットのごみ減量化対策の一環として、オーストラリアでは初めての「イベント用食器洗浄車」を導入した。これは、皿、コップ、ナイフ、フォークなど、総数2,000個のポリカーボネイト樹脂の食器類を搭載し、それらを洗浄するためのガス湯沸かし器やシンクなどの設備を備えたトレーラーで、州の補助金や民間の助成金を受けてリズモア市が州廃棄物サービス公社と共同で開発したものである。マーケットに多数出店する屋台を利用する客は、まずこのトレーラーで1個につき1ドルの預り金を払って必要な食器を受け取り、使用後返却すると80セントが払い戻されるというシステムで、その差額が運営経費に充てられる。食器の受け渡しや洗浄は3人のボランティアが担当する。食器は1日に平均2~3回使用されており、これにより使い捨て容器のごみがほとんどなくなったことで、マーケットの後に残されるごみの量は、5.5立方メートルから0.5立方メートルまで減少した。

#### 第4節 オーストラリアにおけるごみ減量化対策の課題

オーストラリアにおけるごみ減量化対策が現在直面している最大の課題は、近年、リサイクル市場の環境悪化などを背景に、自治体リサイクル事業の経営が危機的な状況に陥っていることである。その最大の要因は産業界が製品のリサイクルに要するコストを応分に負担していないことにあるとして、自治体関係者は、それを改めるための新たな制度の導入を強く求めている。

例えば、全豪自治体協会の試算では、容器包装廃棄物の回収のために全国の自治体が負担しているコストは総額1億豪ドルに上り、散乱する空き缶の清掃に要する経費も自治体財政を圧迫している。これに対し、容器包装業界と各州政府は、99年8月、自治体のリサイクルごみ回収事業を支援する対策に充てる財源として、3年間に総額3,490万豪ドルを折半して拠出することに合意したが、全豪自治体協会は、自治体が負担している経費に比べ、そのサービスにより経済的利益を受けている産業界の負担が余りにも小さいと反発している。

わが国では、容器包装廃棄物のリサイクルの促進を目的とする「容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が95年に制定されたが、オーストラリアでは、現在のところ、そのような法律は導入されておらず、産業界の自主的な取組を促す措置が講じられるにとどまっている。これに対し、NSW州の自治体で組織する同州自治体協会は、専ら自治体が回収コストを負担しているという現状を改めるためには、容器包装業界の応分のコスト負担を確保するための制度的な仕組みが不可欠であるとして、「デポジット・リファンド制度」の導入を州政府等に働き掛けている。

「デポジット・リファンド制度」とは、製品の販売時にデポジット金（預り金）を賦課し、使用後の製品と引き換えにデポジット金を消費者に返却（リファンド）する仕組みをいい、使用済製品を廃棄物で排出せずに、所定の回収場所に持ち込むインセンティブが消費者に与えられることが、その効果として挙げられている。わが国では、ビールびんや一升びんについて、自主的なデポジット・リファンド制度が行われている。オーストラリアでは、南オーストラリア州（人口約150万人、面積98万km<sup>2</sup>、州都アデレード）で飲料容器につ

いて同制度が導入されており、下記に掲げるように、ごみ減量化に顕著な成果を上げていることから、他の州でも同制度の導入を求める声が高まっている。

#### **【事例9】南オーストラリア州の飲料容器デポジット・リファンド制度**

南オーストラリア(SA)州は、75年に「飲料容器法」(その後「環境保護法」に統合)を制定し、同法に基づき77年からデポジット・リファンド制度を導入した。

現在、同制度の対象になっているのは、清涼飲料、ミネラル・ウォーター、ビール、ワイン及び蒸留酒(ウィスキー等)の容器(アルミ缶、ペットボトル及びガラスびん)で、デポジット金は1本につき5~10セントである。使用済容器の回収は、州内120か所(アデレード都市圏では、5km以内に少なくとも1か所)に設けられている容器回収所で行われている(清涼飲料容器は小売店でも回収)。

容器回収所の設置や容器ラベルへの表示は飲料業界の義務とされており、容器回収所からの使用済容器の回収も、業界が運営する5つの回収機関が行っている。

この制度の成果として、SA州では、散乱ごみに占める飲料容器の割合が国内で最も小さく(空きびんの場合、全国11%に対し3%)、容器回収率も、他の州をはるかに上回っている(NSW州で45-55%であるのに対し、SA州は85-95%)。